

第4回 東大阪市廃棄物減量等推進審議会 議事要旨

会議の名称	東大阪市廃棄物減量等推進審議会		
事務局	環境部		
開催日時	平成29年1月11日(水) 午前10時00分から10時40分		
開催場所	東大阪市役所本庁舎18階 大会議室		
出席者	<出席委員：11名> (委員) 小幡委員、内海委員、石川委員、吉川委員、岩浅委員、 福本委員、住山委員、藤原委員、栗本委員、森委員、 清水委員		
	<欠席委員：2名> (委員) 村田委員、岡本委員		
	<事務局> 植田、塚脇、飯田、大浦、伊藤、田渕		
傍聴の可否	可	傍聴者数	0名
概要	<会議> 1. 大型ごみ有料化の導入について(答申案) 2. 今後のスケジュールについて		
内容	別紙のとおり		

内 容

<会議>

1. 大型ごみ有料化の導入について（答申案）

会長から「大型ごみ有料化の導入について（答申案）」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料1-1、1-2、参考資料1」を用いて説明

○会長

これまでの審議経過の説明と答申素案の修正内容について事務局から説明があったがこれに対して質疑・意見あるか。

○A委員

書物並びに新聞や報道機関から知り得た情報をお話する。

ごみの有料化がごみの減量化につながるかということだが、どこでも大きな効果を得られるとは限らないと言われている。有料化に伴う減量のばらつきは、全国的に見て持ち家率、平均所帯人数、産業構造によって異なる。実施前のごみの量が多いほど減量効果が大きいとアンケート結果では示されている。

また、有料化に際して、手数料設定では、価格が高いほどごみの減量が促進されるとともに、有料化を実施するにあたっては、十分な市民の理解が不可欠であり、市民の負担を増加させないことが一番であるとしている。

さらに、第3回審議会でも討議した基本方針設定の基本的な考え方の中に手数料の用途という項目があったが、自治体によっては、手数料収入を色々な形で市民に還元しているところもある。ある自治体では、指定袋の販売収入を基金に積み立て、地域の環境美化やリサイクルに取り組む方々に支援をしている。また、排出量を抑えた住民に対して、図書券のようなものを配布するといった取り組みを実施している自治体もあると聞いた。

○会長

答申案そのものについての修正ではないと理解する。答申案の中にもあるとおり、有料化の実施効果等をPDCAサイクルで管理していくということも書いている。あと、手数料収入の用途については、今後、審議会あるいは市としても検討していただければと思う。

○B委員

答申案の中に随分横文字が散見されるが、こういった文言は答申案としてふさわしいのか。

○会長

おそらく市町村によって色々あるが、この程度であれば使われているかと思うが事務局いかがか。

○事務局

例えば、インセンティブという言葉であるが、これは国が出している廃棄物処理の基本方針内容をそのまま入れた。あとライフスタイルについては、前回の審議会でも委員からのご意見も踏まえて柔らかい表現に修正したものである。また、リユース

という言葉は環境用語としてよく使われる言葉である。当然ながら文言や表現については、他市で出されている答申内容も確認した中で言うと特に違和感はないかと感じている。

○会長

事務局からの意見も踏まえて、文言については、これでいきたいと思うがよろしいか。

○C委員

先程のA委員からのご発言に関連して確認する。手数料用途について、ごみを減量しようという何か市民へのインセンティブを図るものがあるのか。答申案に記載している廃棄物関連施策の財源として活用するということは、市民活動であったり、市民への啓発にかかる費用も含めて考えているのか。

○事務局

そのとおりである。東大阪市では環境創造基金という形で基金を積み上げている。積み上げた基金は、環境に関する活動に取り組む市民への補助金として活用している。

これとは別に地域ごみ減量推進協議会という組織に委託して、それぞれの地域におけるごみの減量も進めている。そのような施策に対し、手数料収入を特定財源化し、活用していきたいと考えている。

○会長

他にないようなら本案件の審議は終了としたいと思う。資料1-2にある答申案の案を取りまして市長に提出したいと思うがよろしいか。

【異議なし】

○事務局

本答申案については、委員の皆さま方からご承認いただいたと理解する。

2. 今後のスケジュールについて

会長から「今後のスケジュールについて」、事務局へ説明を求められ、事務局が「資料2」を用いて説明

○会長

今の内容について、ご質問あるか。

○D委員

私の自治会での話になるが、市政だよりの配布の際、皆さんが集まる場があり、そのときに今回の件に関して報告していいか。

○事務局

1月20日に会長と副会長から答申書を市長に提出する。その内容は市ウェブサイトに掲載し、2月頃に公開する予定である。その時点で市民の皆さまにおかれては、どなたでも閲覧できる状態になるので、その時点であればありがたい。

○E 委員

市民への有料化に対するパブリックコメントの実施はいつか。

○事務局

4月に一般廃棄物処理実施計画ということで今後どのような形で実施していくのかという計画案を立てていく予定である。それからまず、計画ができて内容的にどのような手法で行うのかが固まってからパブリックコメントをしたいと思う。

○F 委員

市民説明会は、もっと先の話か。

○事務局

パブリックコメントが終了し、議会で承認をいただかない限り、手数料徴収方法やそれにかかる予算も計上できないので市民の方々に対しての説明会もできないかと思う。市民説明会の際には自治会の方々や団体の皆さまにも集まっていただき、ご協力をお願いすると思う。

以上